

児童心理治療施設の費用徴収月額（扶養義務者用）

世帯の階層区分	入所	通所	
	費用徴収月額	費用徴収月額	
生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	0 円	0 円	
A階層を除き、当該年度分（4月から6月までの間における費用徴収月額の算定に当たっては、前年度分とする。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	0	0	
A階層及びD階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その税額の区分が次の区分に該当するもの	均等割の額のみで所得割の額のない世帯	2,200	1,100
	所得割の額がある世帯	3,300	1,600
A階層及びB階層を除き、前年分の所得税の課税世帯であって、その税額が次の区分に該当するもの	15,000 円以下	9,000	4,500
	15,001 円から 40,000 円まで	13,500	6,700
	40,001 円から 70,000 円まで	18,700	9,300
	70,001 円から 183,000 円まで	29,000	14,500
	183,001 円から 403,000 円まで	41,200	20,600
	403,001 円から 703,000 円まで	54,200	27,100
	703,001 円から 1,078,000 円まで	68,700	34,300
	1,078,001 円から 1,632,000 円まで	85,000	42,500
	1,632,001 円から 2,303,000 円まで	102,900	51,400
	2,303,001 円から 3,117,000 円まで	122,500	61,200
	3,117,001 円から 4,173,000 円まで	143,800	71,900
	4,173,001 円から 5,334,000 円まで	166,600	83,300
	5,334,001 円から 6,674,000 円まで	191,200	95,600
	6,674,001 円以上	その月における被措置者に係る費用の支弁額	その月における被措置者に係る費用の支弁額